

花巻市国民健康保険運営協議会会議録

- 1 日 時 平成24年2月23日（木） 午後1時00分
- 2 会議場所 花巻市役所本庁3階 委員会室
- 3 会議日程 別紙次第のとおり
- 4 協 議
 - (1) 諮問第1号 平成23年度花巻市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
 - (2) 諮問第2号 平成24年度花巻市国民健康保険特別会計予算について
 - (3) その他

- 5 会議に出席した委員は次のとおりである。

被保険者代表委員

委 員	山 里 榮 實
委 員	佐々木 榮 男
委 員	板 垣 眞喜子
委 員	金 澤 千加子

保険医又は保険薬剤師代表委員

委 員	三 浦 良 雄
委 員	八重樫 寿 人
委 員	山 田 裕 司

公益代表委員

委 員	藤 本 莞 爾
委 員	佐 藤 隆
委 員	中 村 良 則
委 員	江 川 サツミ

被用者保険等保険者代表委員

委 員	手 塚 剛
委 員	高 橋 哲 夫

- 6 会議に欠席した委員は次のとおりである。

保険医又は保険薬剤師代表委員

委 員	高 橋 康 文
-----	---------

7 会議に出席した職員は次のとおりである。

副市長	佐々木	稔
健康こども部長	出 茂	寛
総務部市民税課長	吉 田	清 志
総務部収納課長	佐 藤	隆 治
健康こども部健康づくり課長	上 田	淳 一
健康こども部国保医療課長	古 川	重 勝
健康こども部国保医療課課長補佐	越 後	晃 一
健康こども部国保医療課国保係長	今 井	岳 彦

(開会 午後1時00分)

国保医療課長(古川 重勝君)

本日は皆様におかれましては、何かとお忙しいところ御出席賜りまして誠にありがとうございます。

国保医療課の古川でございます。どうぞよろしく願いたします。

それでは、只今から花巻市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

本日の協議会には、高橋康文委員から欠席する旨の申出がございました。ご報告申し上げます。

佐藤隆委員が少し遅れているようですが、到着次第、加わっていただきます。

次第に沿って進めさせていただきたいと存じます。

初めに、本日、大石市長が所用により出席できないため、佐々木副市長からご挨拶申し上げます。

副市長(佐々木 稔君)

副市長の佐々木でございます。市長が所用のため、出席できないことから、代わりまして一言ご挨拶申し上げます。

皆様方本当に大変お忙しいところご出席を賜りましてありがとうございます。

また、花巻市の国保運営につきましては、日ごろからご指導をいただいておりますことに感謝を申し上げたいと思います。

国保の財政は相変わらず、大変厳しい状況にあります。平成23年度は国保税を引き下げ、その中で健全な財政運営に鋭意努力して参りました。

その結果、平成23年度予算においては、後ほど補正予算をご審議頂きますが、財政調整基金の取り崩しをせずに決算することができる見込みとなりました。

この平成23年度の決算見込みを経て、平成24年度予算案を作成したところですが、24年度においては、財政調整基金を運用しなければなりません。国保税率については引き上げすることなく、予算を編成する形でご提案させていただくこととなりました。

今後とも、厳しい財政運営が続く中、引き続き健全な運営に努めて参りますので、宜しくお願い申し上げます。

本日は、どうぞよろしくご審議のうえ、引き続きご指導をお願い申し上げます。

といたします。

国保医療課長（古川 重勝君）

ありがとうございました。

それでは、副市長から諮問をお願いします。

（副市長から会長へ諮問書手交）

副市長が諮問書を読上げ、会長へ諮問書を手渡す。

国保医療課長（古川 重勝君）

ありがとうございました。

次に、花巻市国民健康保険運営協議会会長からご挨拶をお願いいたします。

会 長（藤本 莞爾君）

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃より、当協議会の円滑な運営にご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

高齢者医療制度の見直しに伴いまして、国民健康保険制度についても広域化の推進など、現在、国において継続的な議論が進められております。

市におかれましても、国民健康保険の厳しい財政状況を踏まえ、今後の制度改正へ向けて的確に対応して、円滑な運営に努めていかれますことを期待するものでございます。

本日は、市長から「平成23年度花巻市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」、「平成24年度花巻市国民健康保険特別会計予算について」の2件について諮問を受けたところであります。

皆様の忌憚のないご意見をいただきますとともに、審議がスムーズに進みますようご協力をお願いし、簡単でございますがあいさつといたします。

国保医療課長（古川 重勝君）

ありがとうございました。

副市長は、別の用務が入っておりますので、ここで退席させていただきます。

副市長（佐々木 稔君）

どうぞよろしくをお願いします。

国保医療課長（古川 重勝君）

本日の出席者は、現在のところ定数14名中12名ですが、佐藤隆委員が出席の予定となっているため、13名の出席です。佐藤委員は到着次第、加わっていただきます。（佐藤委員は少し遅れて到着し、着席）

花巻市国民健康保険運営協議会規則第4条に定める定足数に達しておりますことをご報告申し上げまして、会議に入らせていただきます。

会議の議長は、花巻市国民健康保険運営協議会規則第6条の規定により、会長が当たることとなっておりますので、藤本会長さん、これからどうぞよろしくをお願いいたします。

会 長（藤本 莞爾君）

それでは最初に、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員に、中村良則委員及び江川サツミ委員を指名いたします。

中村良則委員

実は、この後総合開発審議会のため、午後２時頃には、そちらに向かいたいと思いますので、或いは中座となるかも知れません。

会 長（藤本 莞爾君）

それでは、追加で金澤千加子委員を会議録署名委員に指名します。

審議に入ります。諮問第１号 「平成２３年度花巻市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について」を議題といたします。

当局から説明を求めます。

健康こども部長（出茂 寛君）

はい。

会 長（藤本 莞爾君）

はい、健康こども部長。

健康こども部長（出茂 寛君）

それでは、諮問第１号「平成２３年度花巻市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）」につきまして、ご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４，７４１万６千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９億１，２８５万３千円とするものであります。

補正の内容につきましては、国庫支出金ほか各歳入の最終見込みによります整理並びに保険給付費の決算見込みによる追加、拠出金等の確定による整理が主な内容であります。

以下、事項別明細書により御説明申し上げます。

９ページをお開き願います。

２ 歳入、３款 国庫支出金、１項 国庫負担金、１目 療養給付費等負担金、１節 現年度分８，５８３万６千円の減から、１１ページになりますけれども７款 共同事業交付金、１項 共同事業交付金、２目 保険財政共同安定化事業交付金、１節 現年度分１億３２３万９千円の減までにつきましては、それぞれ保険給付費等の最終見込みによるものであります。

１３ページをお開き願います。

８款 財産収入は説明を省略させていただきます。

９款 繰入金、１項 他会計繰入金、１目 一般会計繰入金、１節 保険基盤安定繰入金２，９４３万４千円の減から２項 基金繰入金、１目 財政調整基金繰入金、１節 財政調整繰入金４億３，５９７万４千円の減につきましては、それぞれ最終見込みによる整理であります。

１５ページをお開き願います。

１０款 繰越金、１項 繰越金、１目 繰越金、１節 繰越金３億５，７８５万８千円は、前年度からの繰越金であります。

次に、１７ページをお開き願います。

３ 歳出、１款 総務費については説明を省略させていただきます。

２款 保険給付費、１項 療養諸費、１目 一般被保険者療養給付費１億１，６９５万６千円の減から２１ページになりますけれども７款 共同事業拠出金、１項 共

同事業拠出金、2目 保険財政共同安定化事業拠出金4,424万6千円の減までにつきましては、それぞれ保険給付費及び各種拠出金等の最終見込みによるものであります。

9款 基金積立金、1項 基金積立金、1目 基金積立金7万4千円は、国民健康保険財政調整基金の利子積立金であります。平成23年度末基金残高は、6億6,501万8千円を見込んでおります。

11款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、4目 返還金9,123万円は、過年度精算に伴う返還金であります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、御答申賜りますようお願い申し上げます。

会 長（藤本 莞爾君）

はい。ただいま当局から説明をいただきました。

これに対しまして、皆様からご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

はい、山田委員。

山田裕司委員

歳出の11款 諸支出金に償還金利子及び割引料として9,123万円が計上されましたが、後から出て来ますが、平成24年度予算では、1千円だけの計上となっています。

毎年、これ位の支出があるのであれば、24年度予算の額が少なすぎるのではないかと思います。

国保医療課長（古川 重勝君）

はい。これは、療養給付費負担金にかかる返還金ですが、平成22年度において概算で交付された額を平成23年度において精算するものです。

新年度予算を編成する段階では、精算の額が確定しないため、整理科目的に額を計上し、額が確定した時点で、返還の場合は歳出に、追加の場合は歳入に計上するものであります。

会 長（藤本 莞爾君）

山田委員、ご理解いただけましたか。

山田裕司委員

はい。

会 長（藤本 莞爾君）

他に質疑はありませんか。

（質疑なし）

それでは、質疑が無いようですので、これを終結いたします。

お謀りいたします。

諮問第1号「平成23年度花巻市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」は、諮問のとおり答申することにご異議ございませんか。

一 同

異議なし。

会 長（藤本 莞爾君）

はい。ご異議なしと認め、諮問第1号は、諮問のとおり答申することに決しました。

次に、諮問第2号「平成24年度花巻市国民健康保険特別会計予算について」を議題といたします。

当局から説明を求めます。

健康こども部長（出茂 寛君）

はい。

会長（藤本 莞爾君）

はい、健康こども部長。

健康こども部長（出茂 寛君）

それでは、諮問第2号「平成24年度花巻市国民健康保険特別会計予算」につきまして、説明する前に、平成24年度 国民健康保険事業計画について説明申し上げます。

お手元の資料1の1ページをお開き願います。

花巻市においては、国民健康保険の加入世帯、被保険者数ともに前年同期と比較して減少しておりますが、無職者の増加、低所得者の増加、若者の減少、長引く経済の低迷による国保税の減少が予想される一方で、高齢化や医療技術の高度化などにより、医療費の増加が見込まれております。

こうした現状を踏まえた上で、国保財政の健全かつ安定的な運営を確保することを基本として、7つの基本方針と、その方針に基づく事業運営を行うための重点事項を本事業計画に盛り込んでおります。

1ページ及び2ページに基本方針と重点事項を記載しております。

未申告者の所得把握による適正な賦課や新規滞納者への早期対応、きめ細かな納付相談などにより国保税の収納率向上の促進に努めるとともに、重複受診者等に対する訪問指導の継続実施などにより医療費の適正化を図ります。

また、特定健康診査及び特定保健指導の確実な実施、人間ドックおよび脳ドックへの助成継続などにより、保健事業を推進して参ります。

この平成24年度 国民健康保険事業計画の内容により作成した、平成24年度花巻市国民健康保険特別会計予算を説明申し上げます。

お手元の資料の1ページをお開き願います。

本予算は、第1条から第3条まで、歳入歳出予算、一時借入金及び歳出予算の流用の3つの事項から成っております。

歳入歳出予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億623万4千円と定めようとするものであります。

以下、事項別明細書により御説明申し上げます。

本特別会計は、歳出額に応じて歳入額を確保するというものでありますので、最初に歳出から御説明申し上げます。

24ページをお開き願います。

3歳出、1款 総務費につきましては、説明を省略させていただきます、28ページをお開き願います。

2款 保険給付費であります。まず被保険者の状況及び保険給付の状況について御説明申し上げます。

国民健康保険被保険者数であります。平成23年12月末現在の一般被保険者の加入者数は2万3,120人、退職被保険者等の加入者数は2,613人で合計2万5,733人となっており、平成23年7月から6ヶ月連続して被保険者数が減少となっております。

医療費につきましては、平成22年度実績、及び平成23年度は12月までの実績を勘案し、保険給付費を見込んだものであります。

1項 療養諸費、1目 一般被保険者療養給付費50億5,560万円から、5目 審査支払手数料2,

726万7千円までにつきましては、それぞれ平成23年度医療費の決算見込みに対して、平成24年度の医療費の伸びや被保険者数を見込んだものであります。

2項 高額療養費、1目 一般被保険者高額療養費5億2,760万円から30ページをお開き願ひまして、4目 退職被保険者等高額介護合算療養費130万円につきましては、前年度までの実績額等を勘案し、所要額を見込んだものであります。

3項 移送費から32ページをお開き願ひまして、5項 葬祭諸費までにつきましては、前年度までの実績額等を勘案し、所要額を見込んだものでありますので、説明を省略させていただきます。

3款 後期高齢者支援金等、1項 後期高齢者支援金等、1目 後期高齢者支援金12億6,814万7千円は、全医療保険者が加入人数に応じて後期高齢者医療制度を支えるために拠出するものであり、平成22年度清算分を含め、国から示されました試算方法に基づき、見込んだものであります。

4款 前期高齢者納付金等、1項 前期高齢者納付金等、1目 前期高齢者納付金137万4千円は、前期高齢者納付金の額が著しく過大となる保険者のため、各医療保険者間の財政調整を行う仕組みとして、全ての保険者が、その加入者数に応じて費用負担するものであります。

34ページをお開き願ひます。

5款 老人保健拠出金は説明を省略させていただきます、6款 介護納付金、1項 介護納付金、1目 介護納付金5億6,755万6千円は、第2号被保険者1人当たりの算定基準額と平成22年度介護納付金の精算分を勘案して見込んだものであります。

7款 共同事業拠出金、1項 共同事業拠出金、1目 高額医療費共同事業拠出金1億6,974万3千円は、一般被保険者の80万円を超える高額医療費に対する拠出金であり、過去3年間の医療費等の実績により見込んだものであります。

2目 保険財政共同安定化事業拠出金9億1,064万7千円は、同じく一般被保険者の30万円を超え、80万円までの医療費に対する拠出金であります。

36ページをお開き願ひます。

8款 保健事業費、1項 特定健康診査等事業費、1目 特定健康診査等事業費1億1,240万円は、医療費の抑制を目的として各医療保険者に義務付けられた特定健康診査業務委託8,552万3千円が主な内容であります。

2項 保健事業費、1目 保健活動費1,982万2千円は、被保険者の健康保持、さらには中長期的な国保財政の安定化のために、各種の保健事業を行うものであります。

38ページをお開き願ひます。

9款 基金積立金から、40ページの12款 予備費までにつきましては、説明を省略させていただきます、10ページにお戻り願ひます。

2 歳入、1款 国民健康保険税、1項 国民健康保険税、1目 一般被保険者国民健康保険税と、2目 退職被保険者等国民健康保険税の合計は、19億3,358万円であります。

12ページをお開き願ひます。

2款 使用料及び手数料は説明を省略させていただきます、3款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 療養給付費等負担金、1節 現年度分15億2,144万9千円は、一般被保険者の保険給付費等に対する国庫負担金であります。

2目 高額医療費共同事業負担金、1節 現年度分4,243万5千円は、高額医療費共同事業拠出金に対する国庫負担金であります。

3目 特定健康診査等負担金、1節 現年度分1,727万4千円は、特定健康診査・保健指導に対する国庫負担金であります。

2項 国庫補助金、1目 財政調整交付金、1節 普通財政調整交付金5億7,054万2千円は、療養給付費等負担金と同様、一般被保険者に係る保険給付費等に対する国庫補助金であります。

14ページをお開き願います。

4款 療養給付費交付金、1項 療養給付費交付金、1目 療養給付費交付金、1節 現年度分7億9,711万4千円は、退職被保険者の保険給付費等に対する社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。

5款 前期高齢者交付金、1項 前期高齢者交付金、1目 前期高齢者交付金、1節 前期高齢者交付金24億1,650万円は、前期高齢者の偏在によって生じる保険者負担の不均衡を調整するための交付金であります。

6款 県支出金、1項 県負担金、1目 高額医療費共同事業負担金、1節 現年度分4,243万5千円は、高額医療費共同事業拠出金に対する県負担金であります。

16ページをお開き願います。

2目 特定健康診査等負担金、1節 現年度分1,727万4千円は、特定健康診査・保健指導に対する県負担金であります。

2項 県補助金、1目 財政調整交付金、1節 財政調整交付金3億9,183万2千円は、国庫補助金と同様、一般被保険者に係る保険給付費等に対する県補助金であります。

7款 共同事業交付金、1項 共同事業交付金、1目 高額医療費共同事業交付金、1節 現年度分1億2,497万5千円は、一般被保険者の高額医療費に対する岩手県国民健康保険団体連合会からの交付金であります。

2目 保険財政共同安定化事業交付金、1節 現年度分6億7,625万7千円は、一般被保険者の医療費に対する交付金であります。

18ページをお開き願います。

8款 財産収入は説明を省略させていただきます。

9款 繰入金、1項 他会計繰入金、1目 一般会計繰入金、1節 保険基盤安定繰入金3億3,928万5千円から、3節 その他一般会計繰入金1億9,357万4千円までにつきましては、それぞれ算定ルールに基づく一般会計からの繰入金であります。

2項 基金繰入金、1目 財政調整基金繰入金、1節 財政調整基金繰入金4億2,235万3千円は、国民健康保険財政調整基金から繰り入れるものであり、平成24年度末残高は約2億4,295万7千円と見込んでおります。

20ページの10款 繰越金、11款 諸収入につきましては、説明を省略させていただきます、1ページにお戻りいただきたいと思っております。

第2条 一時借入金であります。一時借入金の借入れの最高額を5億円と定めようとするものであります。

第3条は、経費の流用ができる場合を定めようとするものであります。

以上、平成24年度花巻市国民健康保険特別会計予算の概要を御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御答申を賜りますようお願い申し上げます。

会 長（藤本 莞爾君）

はい、ありがとうございました。

当局からご説明をいただきました。

これに対しまして、皆様からご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

高橋哲夫委員

はい。

会 長（藤本 莞爾君）

はい、高橋委員

高橋哲夫委員

事業計画の基本方針・基本事項の中でも出てきますが、医療費の適正化について、レセプト点検業務の民間委託と記載されていますが、委託の費用とその費用に対する効果はどれ位なのか教えて下さい。

また、予算書の療養給付費等負担金について、15億2,100万円ほどが計上されていますが、これはかかる費用の3割くらいの負担になっているのでしょうか。

会 長（藤本 莞爾君）

当局から説明を求めます。

国保医療課長（古川 重勝君）

はい。

会 長（藤本 莞爾君）

はい、課長。

国保医療課長（古川 重勝君）

それでは、最初にレセプト点検についてですが、予算書の中では、25ページになりますが、1款1項1目の一般管理費の中に診療報酬明細書等点検業務委託料と医療費適正化事務事業業務委託料という形で計上しております。

医療機関から国保連にレセプトが送られ、それが審査された後に医療機関に支払われます。

市では、それを確認していきませんが、専門的な知識を要するため、業者に委託して実施しているところです。

費用対効果に係る具体的な数値の資料が今、手元にございませませんが、県の指導監督においては、適正に点検がなされている、との評価を得ております。

効果額もさることながら、詳しく点検することにより、診療報酬の適正化を図っていくことを目的としています。

2点目の療養給付費等負担金についてですが、国の負担割合が、平成24年度から32%を措置することになりました。昨年までの34%から減った訳ですが、この分については、県支出金の方が2%増え、振り替わったという内容になっています。

会 長（藤本 莞爾君）

はい、そのほかありませんか。はい、手塚委員。

手塚剛委員

先ほど質問に出た効果額についてですが、被保険者1人当たりの効果額を知りたいのですが。

国保医療課長（古川 重勝君）

はい。

会 長（藤本 莞爾君）

国保医療課長

国保医療課長（古川 重勝君）

ただいま、数値の資料を取り寄せますので、少しお時間をいただき、改めてお答えしたいと存じます。

会 長（藤本 莞爾君）

それでは改めて答弁するということですね。

それでは先に、他の部分での質問はありますか。

手塚剛委員

レセプト点検については資格点検、外傷点検、内容点検という形でおこなっていると思いますが、これについても、それぞれの効果額を教えてください。

会 長（藤本 莞爾君）

それも含めて、改めて答えていただくことにします。

他にもありますか。

手塚剛委員

国保税の収納率についてですが、事業計画の中では、現年度分の目標収納率が91.07%となっていますが、予算書では現年課税分の収納率が91.7%となっており、数値が違っていますが、この理由を教えてください。

また、事業計画の中では、滞納繰越分の目標は前年度分の滞納繰越額を下回る額となっており具体的な数値が記載されていませんが、その理由についても教えてください。

会 長（藤本 莞爾君）

はい、収納課長。

収納課長（佐藤 隆治君）

まず、現年課税分の収納率についてですが、事業計画に記載してある91.07%という数値は、平成23年度から国保税を引き下げる際に試算した数値であることから、最低限、この収納率を上回らないと運営に支障をきたすので、この数値を目標収納率としているものであります。

実際の実績は、この率を上回るものであることから、予算編成上は、実績の収納率に基づいた数値を計上しているものであります。

また、滞納繰越額については、国保税の滞納者は市民税なども滞納している場合も多く、これらを徴収していく中で、まずは滞納額の縮減に努力しており、滞納繰越の額を増やすことなく、前年より減じていくことを重点としているため、率ではなく額という形で記載しているものです。

会 長（藤本 莞爾君）

はい、課長

市民税課長（吉田 清志君）

予算上の現年課税分と滞納繰越分の区別ですが、現年課税分については、平成24年度に課税する調定見込額に対して、実績の見込収納率により予算額を定めています。

一方、滞納繰越分は、平成23年度以前に調定した分から平成23年度に見込まれる収納額を差し引いて調定見込額としていることから、別の節で計上しているので、滞納繰越分が納付になったことにより、それが、現年分に反映され、現年分の収納率が上がるものではありません。

会 長（藤本 莞爾君）

よろしいですか

手塚剛委員

はい。

会 長（藤本 莞爾君）

それでは、先ほどの効果額についての質問の答えをお願いします。

国保医療課長（古川 重勝君）

先ほどのレセプト点検における費用対効果の額についてお答えします。

平成22年度の実績であります。1人当たりの効果額は1,480円であり、被保険者が25,600人ほどでありますから、3,800万円余りの効果額であったこととなります。

個別に見ますと、資格については649円、外傷、これは第三者行為のことであると思っておりますが436円、内容については395円となっております。

会 長（藤本 莞爾君）

よろしいですか。

手塚剛委員

はい。

会 長（藤本 莞爾君）

他に質疑はありませんか。

中村委員

中村良則委員

予算書の28ページ、2款保険給付費 1項療養諸費のところですが、1目の一般被保険者療養給付費について平成24年度は50億5,560万円で、前年度の52億6,536万7千円と比較して約2億円の減となっております。

一方で、2目の退職被保険者療養給付費について、平成24年度は6億6,710万円で、前年度の5億6,267万千円と比較して約1億円の増となっておりますが、これらの算定根拠について教えて下さい。

会 長（藤本 莞爾君）

国保医療課長

国保医療課長（古川 重勝君）

被保険者数から見ますと、一般被保険者数は約23,000人、退職被保険者は2千数百人であり、全体としては減少の傾向にあります。

平成23年度当初の段階では、一般分の人数を大きく見ており、退職分を少なく見ていたが、実際には、定年等で退職を迎え退職被保険者に移行する人が多かったことから、平成24年度については、実績に基づき計上したものです。

医療給付費のトータルにすると減少の傾向ですが、これを実績により人数に応じて割り振ったものが、この額となっております。

会 長（藤本 莞爾君）

はい、中村委員

中村良則委員

若い人より高齢者の人たちに、多くの医療費がかかっていると思います。

医療費を減らし、健康増進を図ることから、被保険者一人当たりの医療給付費を減らしていくという視点が必要であると思いますが、そのあたりの考え方を聞きたいと思います。

会 長（藤本 莞爾君）

国保医療課長

国保医療課長（古川 重勝君）

年間に給付した医療費をならして、被保険者の数で割っていけば、一人当たりの医療給付費が出てきますが、医療給付費は、例えば今年のようにインフルエンザが流行すると一気に増えるといった様に、なかなか予測がつかない形で増減の波があります。

今年度でいうと、震災の直後は、医療機関にかかりたくても行けなかったなどの理由により医療給付費が落ち込みましたが、その後は反動もあり、医療費が増えたという波があります。

委員からお話があったとおり、一人当たりの医療給付費を把握し、健康増進や医療費適正化などを図り、医療給付費を減らしていくことが重要であると考えます。

保険者である市としては、先ほど申し上げたように、年間の中で、医療給付費の大きな増減の波があるにしても、ならして全体で医療給付費が減少となるよう、努めていきたいと考えます。

ただ、予算編成上は、予測しづらい医療費の大きな増にも備え、少し余裕を持った額で保険給付費を計上している、といった事情もご理解いただきたいと存じます。

会 長（藤本 莞爾君）

よろしいですか。

中村良則委員

はい。

会 長（藤本 莞爾君）

他に質疑はありませんか。

（質疑なし）

それでは、質疑が無いようですので、これを終結いたします。

お謀りいたします。

諮問第2号「平成24年度花巻市国民健康保険特別会計予算について」は、諮問のとおり答申することにご異議ございませんか。

一 同

異議なし。

会 長（藤本 莞爾君）

はい。ご異議なしと認め、諮問第2号は、諮問のとおり答申することに決しました。次に、その他の事項に入ります。

事務局、その他について説明をお願いします。

国保医療課長（古川 重勝君）

はい。

会 長（藤本 莞爾君）

国保医療課長。

国保医療課長（古川 重勝君）

委員の皆様にご了解を得ておきたいことが2点あります。

1点目は、お手元に配布してございます資料2をご覧くださいと思いますが、昨年6月に制定された「審議会等の設置及び運営に関するガイドライン」であります。3ページをご覧ください。

当国保運営協議会も、別表第1の右側、上から7段目にあるとおり、このガイドラインに沿って対応することとなっております、戻って、2ページをお願いします。

下の方、審議会等の委員の報酬 第7(1)の附属機関のところ、委員報酬は月額4,000円とすることと定められたところでございます。

これによりまして、平成24年度以降は、この基準に基づいて支払われることとなりますので、よろしく願いいたします。

次に、国保運営協議会委員の任期満了についてです。

委員の皆様の任期は、平成22年5月21日から平成24年5月20日までとなっておりますので、来年度、5月ですが、改選期となります。

今後、4月以降になると思いますが、被保険者代表、保険医等三師会代表、公益代表、被用者保険等の代表、計14名の推薦、選考等準備を進める予定でございます。

会長（藤本 莞爾君）

ありがとうございました。

はい、そのほかございませんか。

無いようでございますので、以上をもちまして本日の国保運営協議会を閉会いたします。

大変ご協力ありがとうございました。

（閉会 午後2時03分）

8 閉 会